日本と欧州の付加年金制度

大河原敬

1.はじめに

現在、日本の年金制度は実質的に賦課方式である。賦課方式の年金制度は少子高齢化が進むと財源難に陥り、給付の削減をせざるを得ない。本項の目的は、給付の削減を補完する積立方式の部分的導入を提言することにある。

2.日本の付加年金

付加年金制度・・・国民年金の毎月の定額保険料に上乗せして付加年金保険料を納めることで、老齢基礎年金に加算して支給される。第1号被保険者(65歳までの任意加入被保険者を含む)だけに適用される。この制度は国民年金独自の給付であり、財源は保険料及び国庫負担である。

加入(納付)できない人・・・保険料の<u>学生納付特例</u>や免除を受けている人や国民年金基金に加入している人。(国民年金基金が付加年金を取り入れた制度になっているため)

厚生年金や共済組合の加入者(第2号被保険者)やその人に扶養されている配偶者(第3号被保険者)

学生納付特例制度とは・・・学生本人の前年の所得が 68 万円以下である人で、申請すれば学生期間中の保険料の納付が猶予される制度。

<保険料の額>

付加保険料の額・・・・月額 400円

付加年金の額·····200 円×付加保険料を納めた月数

付加保険料(月額 400 円)を納めている人が、老齢基礎年金の受給権を得たときから支給される。付加年金額は 200 円に付加保険料納付済月数を掛けた額となり、国民年金に上乗せされる。

例えば・・・

国民年金保険に加入している第1号被保険者の女性がいて、20歳~60歳までの40年間、付加年金を加えて国民年金に加入していたとすると・・・

納めた金額は

400 円 \times 40 年(480 \circ 月) = 19 万 2000 円 になり、女性が 65 歳に達したときに年金に上乗せして支給される付加年金額は年額 200 円 \times 40 年(480 \circ 月) = 9 万 6000 円 となる。

つまり、二年間付加年金を受け取ると元が取れることになる。

仮に女性が日本人女性の平均余命である 85 歳まで年金を受け取るとした場合、上乗せ総額は 192 万円になる、と考えられる。

給付額はわずかだが基礎年金を受け取り始めてたった二年で元が取れるので「得する年金」といわれている。

<受給期間>

65 歳に達した月の翌月から死亡するまで支給される。ただし、老齢基礎年金を繰上げ受給または繰下げ受給した場合は、付加年金の支給もそれに合わせて繰上げまたは繰下げられる。この場合、年金額は老齢基礎年金と同率で繰上げ受給すると減額され、繰下げ受給すると増額される。

付加年金でアップする年金額には物価スライド制は適用されず、デフレの影響で老齢基礎年金額が引下げられても、付加年金で上乗せされた年金額が下がることはない。逆にインフレになっても上乗せ年金額は増えないということになる。付加年金は「公的年金は物価変動に強い」という常識とは異なる制度であることに注意が必要である。

<問題点>

- ・知名度が低い
- ・対象者が第一号被保険者(自営業者等)だけであること
- ・受給額が低い などから非常に軽視され、存在感が稀薄である。

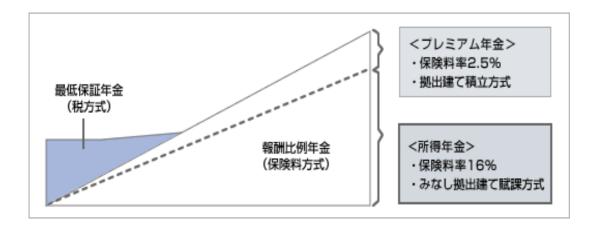
3.欧州の付加年金

ドイツでは・・・2002年から導入された「リースター年金」(補足的老後保障制度)という制度がある。これは、2001年の年金改革で給付水準を 70%(現役世代の手取り収入比)から68%に引き下げられた部分を補う措置として導入された制度である。

メリット・・・本人の拠出金と政府の助成金により積み立てられ、事業者負担がないことから、企業の労働コストを増加させないという点がある。また、任意加入であることで、受益と負担について国民に選択肢を提供しているという点がある。助成金は、配偶者があることや子供の人数により増額される定額の補助金であるため、低所得者ほど手厚い補助となり、本人の拠出と合わせ、老後のための貯蓄となる点も大きなメリットである。

デメリット・・・将来の再改訂リスクがあること。補足的老後保障制度は公的年金の給付引下げを補うことが目的であるが、その普及は遅れている。その原因は、政府の助成金や税制優遇措置が設けられているにもかかわらず、制度に多くの条件が課されていること(60歳以前の受給不可、退職時の一括払い不可、海外へ転出した場合の補助金全額の返納等)などで、加入者は労働力人口 4200 万人のうち 200 万人程度にとどまっている。

スウェーデンでは・・・スウェーデンの旧年金制度は、税と事業者負担を財源とした基礎年金と労使負担の 保険料を財源とした所得比例年金である付加年金(それが低額の人には補足年金が 支給された)の二階建ての体系であったが、新制度では被用者も自営業者も加入す る所得比例年金のみの一階建ての体系となった。



報酬比例年金の保険料率は18.5%に設定されている。そして保険料18.5%のうち、2.5%分は「プレミアム年金」と呼ばれ、保険料が強制徴収される公的年金でありながら、個人が運用資産を選択できる確定拠出型となっている。他方、16%分は「所得年金」と呼ばれ、「みなし拠出建て・賦課方式」で運営されていくことになる。

4.現状での提案

現在の日本の付加年金制度では、二年で元が取れる計算になる。負担と給付の関係がこのようなことでは、年金財政の維持は困難である。したがって、付加年金は平均余命を生きた場合に初めて元が取れる額を設定した上で加入層をもっと拡大するようにする。さらに、現在の月400円の保険料では、年金本体の給付削減を補完するには不足しているので、保険料拠出額は大幅に増額すべきである。

(例)付加年金保険料拠出を大幅に増額し、平均余命を80歳、拠出期間を40年、受給期間を15年、 利子率をゼロとした場合

月に3万円の拠出・1年で360,000円。40年で14,400,000円の拠出となる。 14,400,000円÷15年=960,000円 1年間に960,000円 受給できる。 960,000円÷12ヶ月=80,000円 一ヶ月に80,000円 受給できる。

収支均衡する負担と給付を計算すると、月3万円拠出で月8万円の給付になる。ある程度の利子率を 想定すれば、拠出は大幅に減らすことができる。

<参考文献>

- [1]世界経済の潮流 http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa02-02/sa02-01-02-02.html
- [2]欧州にみる主要な年金改革 ドイツ、スウェーデン
- http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa02-02/sa02-01-02-02.html
- [3]現役世代の「年金不安」からみた 2004 年度年金改革法とスウェーデン方式
- http://www.mizuho-ir.co.jp/research/nenkinfuan040617.html
- [4] 現代福祉国家の再構築 http://www.rengo-soken.or.jp/dio/no178/khoukoku.htm
- [5] 国民年金基金 http://www.npfa.or.jp/
- [6] 社会保険庁 http://www.sia.go.jp/index.htm